

## 電柱巻付型のスポンサー広告付避難場所誘導看板に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と中電興業株式会社上田営業所（以下「乙」という。）は、上田市内の屋外広告物禁止地域における「電柱巻付型のスポンサー広告付避難場所誘導看板」（以下「看板」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、上田市内に看板を掲出することにより、市民に対し、災害時の避難場所を周知するとともに、平常時からの防災意識を啓発することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙の実施している広告事業のうち、電柱に設置する看板（巻き付け）に、災害時の避難場所誘導案内表示とスポンサー広告とを併せて記載するものをいう。
- (2) 避難場所 甲が定める避難場所をいう。
- (3) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。
- (4) 電柱 中部電力株式会社が所有する電柱をいう。

### （避難場所の情報提供）

第3条 甲は、看板掲出のために必要な避難場所の情報を乙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

### （乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の目的にかなう広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 掲出された看板の維持管理、及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- (3) 看板の掲出状況について、甲の求める時に報告を行うこと。
- (4) 避難場所の変更等により、看板の表示に訂正が生じた場合は、甲の情報に基づき速やかに必要な修正を行うこと。

### （看板の仕様・掲出）

第5条 看板の仕様・掲出については、甲乙協議のうえ、法令等を遵守し、公序良俗に反しないものとするとともに、次の各号に該当するもので、周辺の景観並びにユニバーサルデザインに十分配慮するものとする。

- (1) 避難誘導を目的としたものであり、スポンサー広告の占める割合や設置の間隔などが必要最小限のものであること。なお、スポンサー広告の占める割合は長さの1/4以下かつ30 cm以下であること。

(2) 景観上の配慮について、平成6年策定の業界自主規制（長さ120 cm以内ほか）を遵守したものであること。

2 看板に記載する避難場所誘導案内表示は、看板掲出場所から最も近い距離の避難場所を記載することとする。ただし、地域の事情及び河川・道路等の状況により、これにより難しい場合は、甲の判断に委ねるものとする。

### （経費等）

第6条 看板の掲出及び維持管理にあたり、必要な一切の経費は、乙並びに広告主が負担するものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

### （協議）

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項、及び協定に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

本協定締結のあかしとして本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年6月5日

長野県上田市大手一丁目11番16号

甲 上田市  
上田市長 母袋 創一

長野県上田市中央一丁目7番29号

乙 中電興業株式会社 上田営業所  
所長 三浦 明史